令和7年度台湾市場向けプロモーション活動業務委託に関する質問とその回答

仕様書項目	質問	回答
5 (2) エ	「ファムツアーで体験した情報を、招請者の媒体を活用し、情報発信させること。インフルエンサーについては、ファムツアー終了後1か月以内に1媒体以上での情報発信を促すこと。」とありますが、情報発信の回数は何回を想定していますでしょうか。	・情報発信を行う回数の指定 はございません。受託者が効 果的な手法を提示し、それに 適した回数をご提案くださ い。
5 (3)	B to B マッチングの実施は、ファムツアーの実施期間中に行っても良いでしょうか。また、セラーの選定および招請も業務内容に含まれますか。	・B to B マッチングの実施期間の指定はございません。 そのため、ファムツアー実施期間中に BtoB マッチングを実施しても差し支えありません。 ・セラーの選定および招請は受託者が行うため業務内容に含まれます。
5 (5) その他協会 に対する助言や支 援の実施	「※令和7年度は「2025台北 国際旅行博(ITF2025)での 公益社団法人日本観光振興協 会関東支部ブースへの出展及 び台湾関係企業への訪問を複 数回予定している。」とありま すが、現時点で台湾への訪問 は何回を想定していますか。	・年1、2回程度を想定しております。
実施要項 ウ (ア)(イ) 過去の実績一覧 実施要項 ウ (ア)(イ) 実績証明書	過去3年分の実績が100案件 以上となり、10件ほどしぼり 込んでよいか? 当該自治体との契約書となる か?	・10 案件程度の類似業務実 績のご提出で問題ございません。 ・契約の相手方に定めはありません。類似業務を行った際の最終報告書または事業実施報告書をご提出ください。